

建物の譲与について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

## 建物の譲与について

次のとおり建物を譲与する。

### 記

- 1 契約の目的 社会福祉法人童愛会保育事業用建物
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方

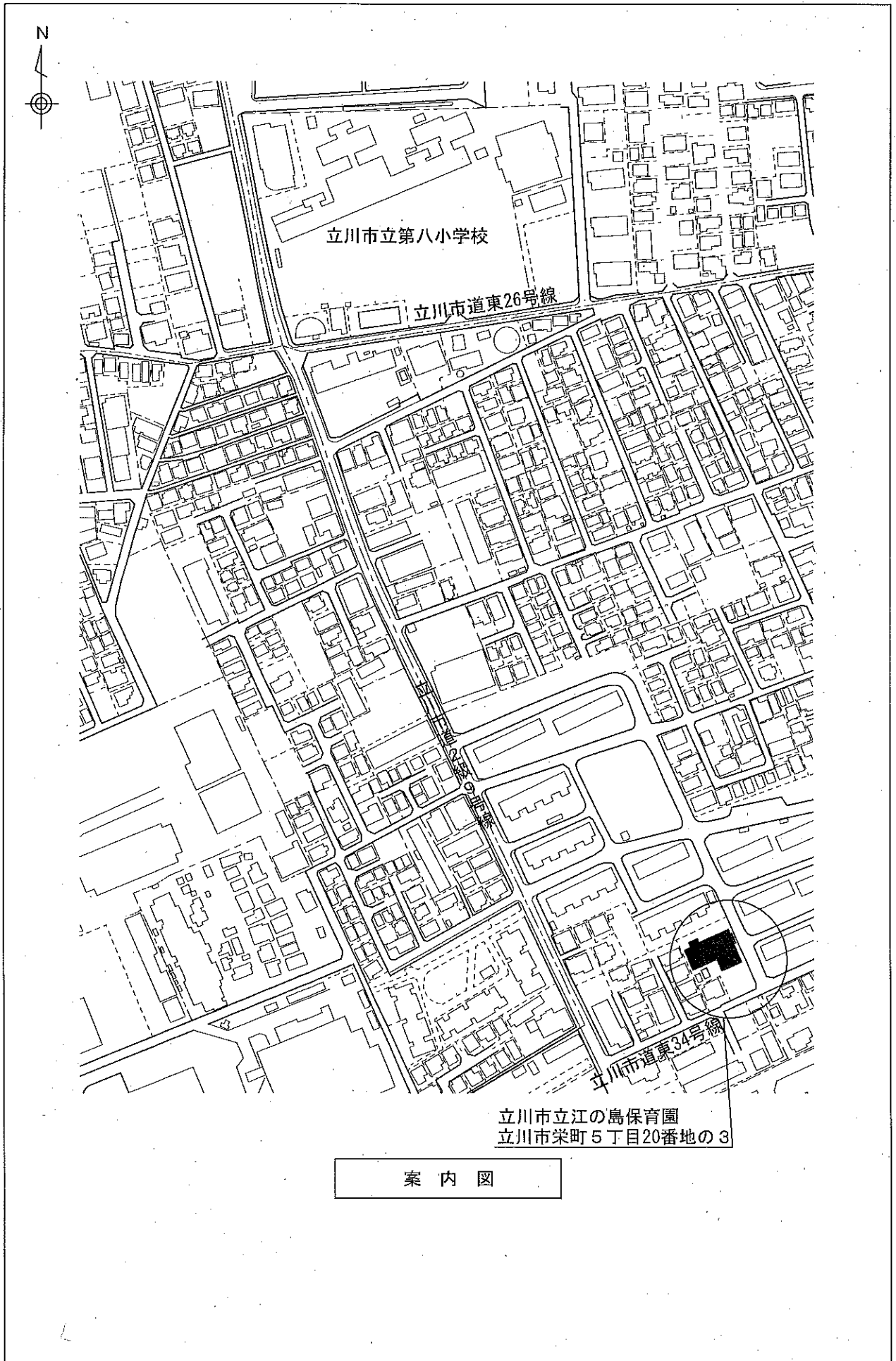
八王子市散田町5丁目17番20号

社会福祉法人童愛会

代表者 橋本英子

- 4 建物の所在 立川市栄町5丁目20番地の3
- 5 構造及び面積

構 造		規 模	
			面積（平方メートル）
保育所	木造	地上1階建て	340.95



立川市立江の島保育園  
立川市栄町5丁目20番地の3

案内図

